

■『最高裁部外秘資料』に載っていた密約

これまで検証してきたように、日米合同委員会は「占領管理法体系」を「安保法体系」へと橋渡しする役割を果たしてきました。占領時代の米軍の特権を既成事実として占領後も維持し、事実上の治外法権を保障する法的構造をつくりだす、一種の「政治的装置」として生み出されたわけです。

そして、その構造をより強固なものとするために、「安保法体系」に加えて、地位協定（旧行政協定）の米軍優位の取り決めを絶対化する仕組みがつくられてきました。それが日米合同委員会の秘密の合意なのです。

たとえばPART1で述べた、米軍関係者の犯罪の「裁判権放棄密約」、米軍人・軍属の「身柄引き渡し密約」がそうです。

またPART2で述べたように、「航空管制委任密約」もそのひとつです。航空法上も、航空法特例法上も根拠がないのに、米軍基地飛行場とその周辺において米軍に航空管制の権限を事実上委任してしまっているのです。そのため、「横田空域」や「岩国空域」のように、日本の空の主権が米軍により侵害される事態を招いています。

同じく、防空任務への従事や軍事演習に参加する米軍機に対して、日本の航空管制当局が航空管制承認上の優先的取り扱いを与える合意、「航空管制・米軍機優先密約」も結んでいます。

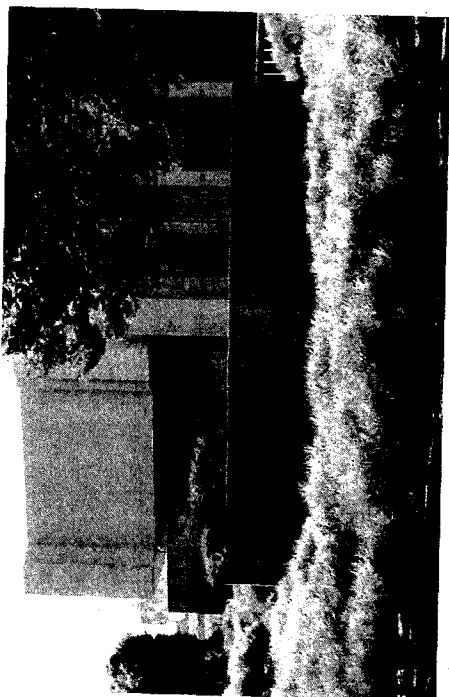
このように米軍の特権を認める合意を結んでいるのに、日本政府は「航空交通管制に関する合

意」の正式な文書（英文）を公表しません。合意の要旨として公表したもののには、正式な文書にはある、米軍への航空管制の「委任（デレゲート）」という言葉が抜け落ちています。さらに、航空管制承認上の「優先的取り扱いを与える」という正式な文書の表現を、「便宜を図る」と異なる意味

の日本語に訳しています。すべては米軍優位の秘密合意、すなわち「航空管制委任密約」や「航空管制・米軍機優先密約」を隠しておきたいからでしょう。

こうした日米合同委員会の秘密の合意（＝密約）のひとつに、「民事裁判権密約」があります。日本における米軍の事故や米兵犯罪の被害者が損害賠償を求める民事裁判に、米軍側はアメリカの利益を害するような情報は証拠として提供しなくてもよく、また、そうした情報が公になりそうな場合は米軍人・軍属を証人として出頭させなくてもよいという密約です。

その密約が記されているのは、「合同委員会第七回本会議に提出された一九五二年六月二日附裁判権分科委員会勸告、裁判権分科委員会民事部会、日米行政協定の規定の実施上問題となる事項に関する件」（以下、「実施上問題となる事項」という文書です。合同委員会とは日米合同委員会を指



最高裁判所：東京都千代田区（著者撮影）

します。

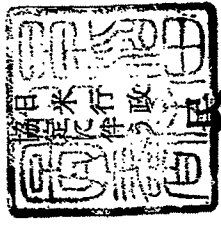
それは、最高裁判所事務総局が一九五二年九月に編集・発行した、『部外秘 日米行政協定に伴う民事及び刑事特別法関係資料』（日本政府省庁と最高裁判所の秘密資料リストの①）に載っています。

同資料は、米軍関係者（米軍人・軍属・それらの家族）による事故や犯罪などに関係した民事や刑事の裁判を担当する際に、裁判官が参考にするもので、いわば裏マニユアルです。法務省に『法務省秘密実務資料』、外務省に『日米地位協定の考え方』があるように、なんと最高裁にも米軍関係の裏マニユアルがあったのです。最高裁事務総局もこの資料を編集・発行したことは認めています。以下、『最高裁部外秘資料』と呼ぶことにします。

その目次には、当時の日米安保条約（旧安保条約）、日米行政協定、民事特別法、刑事特別法の条文などが並び、そして問題の「実施上問題となる事項」も載っているのです。民事特別法と刑事特別法は前述したように安保特別法・特別法に含まれ、米軍関連の民事裁判権や刑事裁判権に関する行政協定の規定を円滑に実施するための国内法です。

『最高裁部外秘資料』はある大学図書館の書庫の法律部門の書棚にあり、「民事裁判権密約」が載っていたのを、私が発見したものです。同資料は、元裁判官の遺族が蔵書を処分したときに古書店に売り、大学が研究資料として古書市場で購入したものと考えられます。

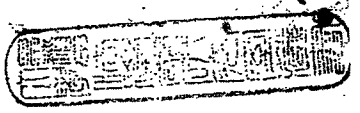
最高裁判所事務総局



民事及び刑事特別法関係資料

昭和二十七年九月
民事裁判資料第二九号
刑事裁判資料第七〇号

部外秘



最高裁判所の部外秘資料、『日米行政協定に伴う民事及び刑事特別法関係資料』の表紙。

■ 民事裁判権に関する秘密合意

「実施上問題となる事項」は、一九五二年四月二八日の対日講和条約発効にともない、予備作業班が日米合同委員会へ移行した直後に開かれた、日米合同委員会の裁判権分科委員会民事部会（後に民事裁判管轄権分科委員会）の文書です。

日米双方の委員が、日米行政協定第一八条（請求権・民事裁判権）の規定に関する解釈をめぐって、一一項目の疑問点を取り上げ、協議して見解を一致させたものです。その合意した事項を議事録としてまとめ、同年六月二一日付けの分科委員会勧告として日米合同委員会本会議に提出。同年七月三〇日の合同委員会本会議において一部修正のうえ承認され、正式な合意文書となりました。

分科委員会の日本側委員は法務府（現法務省）の官僚、アメリカ側委員は米陸軍法務局と幕僚部の将校です。それぞれの人数は不明ですが、双方の責任者名と肩書は文書の末尾にこう書かれています。

「裁判権分科委員会民事部会日本側委員長 平賀健太

裁判権分科委員会日本側委員長 鶴岡千仞

裁判権分科委員会民事部会合衆国側委員長

法務局陸軍中佐 アルドール・エイチ・ルース

裁判権分科委員会合衆国側委員長

幕僚部陸軍大佐 シー・エー・ラングフォード」

平賀健太氏は当時の法務府民事法務長官総務室主幹で、後に法務省民事局長になり、鶴岡千仞氏は法務府渉外課長で、後に法務省入国管理局次長や外務省国際連合局長を歴任しました。

開催場所は書かれていません。しかし、日米合同委員会とその分科委員会は、外務省や他の関係省庁、都内の在日米軍施設などで開かれます。したがって、法務府か外務省か米極東軍司令部か山王ホテルかだったと思われます。いずれにしろ関係者以外は入れない密室での協議だったことはまちがいありません。

密約にあたる部分の第八項は、日本側委員の質問に対するアメリカ側委員の見解として記されています。以下、引用文中の傍線は筆者が説明のために引きました。

「八 B 質問

日本国の民事裁判所が合衆国の当局に対し証拠のための文書又は物件の送付を囑託し、又は民事訴訟のために公式の情報の提供を囑託した場合。

(一) 合衆国の当局はかかる要請に応ずるか。

合衆国側の見解

合衆国軍隊がかかる書類及び物件を提供することを制限する法令及び規則に反しない限り、

之に^非応ずる。当軍隊の方針としては、正当な要請があつたときは、公の情報を民事裁判の用に供するため提供することになっている。『公の情報』とは軍隊の記録又は書類^も中にある一切の情報及び軍隊の要員が職務上の活動の結果として又はこれに関連して得た^た情報を含むものと一般に解されている。しかしながら当該情報が機密に属する場合、その情報を公開することが、合衆国政府に対する訴^その提起を助け、若しくは法律上若しくは道徳上の義務に違反する場合、合衆国が当該訴訟の当事者である場合、又はその情報を公にすることが合衆国の利益を害すると認められる場合には、かかる情報を公表し、又は使用に供することができない。合衆国の慣例では要求された情報が訴訟の争点につき必要であることを民事裁判所において認証することになっている。

(二) かかる囑託は合衆国のいかなる機関に対してなすべきであるか。

合衆国側の見解

この要請は当該公文書又は物件を保管する区域又は施設の司令官にあててなされるべきである」

■米軍に都合の悪い情報は法廷に出さなくてもいい

これがなぜ密約なのかは、外務省ホームページに「日米合同委員会合意」のひとつとして公表されている「民事裁判管轄権に関する事項（一九五三年七月）」という文書と比べてみればわかりま

す。その「2. 訴訟手続上の協力の方法手続について（1）」には、こう書かれているのです。

「日本国の民事裁判所が合衆国当局に対し証拠のための文書又は物件の送付を囑託し、又は、民事訴訟のために公式の情報の提供を囑託した場合には、合衆国軍隊がかかる文書及び物件を提供することを制限する法令に反しない限り、これに応ずるものとし、その囑託は、当該文書又は物件を保管する区域又は施設の司令官にあててなされるべきである」

これら二つの文書のなかの、傍線を引いた部分の内容は同じです。おそらく後者は前者から一部を抜き出してまとめたものなのでしょう。そして、「美施上問題となる事項」の文中の、「しかしながら当該情報が機密に……」以下の文章（右ページ太字部分）が、「民事裁判管轄権に関する事項」ではすべて消えているのです。

「民事裁判管轄権に関する事項」では、日本の民事裁判所が米軍に公式の情報を提供するよう囑託した場合、米軍は「提供することを制限する法令に反しない限り」応じるとされています。

ところが、「美施上問題となる事項」では、「当該情報が機密に属する場合、その情報を公開することが、合衆国政府に対する訴の提起を助け、若しくは法律上若しくは道徳上の義務に違反する場合、合衆国が当該訴訟の当事者である場合、又はその情報を公にすることが合衆国の利益を害すると認められる場合」には、情報の公表や提供はできないとされているのです。

つまり、単に「法令に反しない限り」ではなく、「機密に属する場合」「法律上若しくは道徳上の